

成蹊学園職務発明等規則

制 定 2003年7月11日
学 内 理 事 会
最新改正 2015年4月16日

(目的)

第1条 この規則は、成蹊大学(以下「大学」という。)の教職員が行った発明等の取扱いについて定め、教職員の発明等を奨励するとともに、発明等にかかる権利を保障することにより、大学における学術研究の振興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において用いる用語は、次の定義によるものとする。

- (1)「発明等」とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法(プログラム及びデータベースに係る規定に限る。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律及び種苗法の対象となる発明、考案、創作及び育成の他、ノウハウを対象とする案出をいう。
- (2)「職務発明等」とは、教職員がその勤務に関して行った発明等(共同研究及び受託研究中に生じた発明等を含む。)のうち、その内容が大学の業務範囲に属し、かつ、当該発明等をするに至った行為が当該教職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (3)「発明者」とは、職務発明等をした教職員をいう。
- (4)「教職員」とは、学園との雇用契約により大学に勤務している教職員の他、任用にあたって職務発明等につき契約がなされている者をいう。
- (5)「技術移転機構」とは、TLO(Technology Licensing Organization)、科学技術振興事業団等の特許出願及び技術移転の斡旋並びに調整を行う機関をいう。

(権利の所属)

第3条 職務発明等について特許等を受ける権利は、学園に帰属する。ただし、次のいずれかに相当する場合、理事長は、これを発明者に帰属させることができる。

- (1) 発明者が当該権利を技術移転機構に譲渡することを希望する場合
 - (2) 学園が当該権利を承継する必要がないと認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、学外機関又は学外機関の研究者との共同研究及び学外機関から委託された受託研究においてなされた発明等の取扱いについては、当該学外機関等との契約によるものとする。

(職務発明等届)

第4条 発明者は、職務発明等に該当すると思われる発明等を行ったときは、職務発明等届(様式第1号)を速やかに学長を経て理事長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号に該当する場合及び前条第2項に該当し学外機関等への権利の譲渡が発生する場合は、職務発明等届(譲渡願)(様式第2号)を届け出るものとする。
- 3 理事長は、前2項の届け出があったときは、届け出内容を明示した職務発明等届受理通知(様式第3号)を発明者に交付するものとする。

(技術移転機構の権利放棄)

第5条 職務発明等に関する権利の譲渡を受けた技術移転機構が、当該発明等について特許等を出願する権利又は特許権等とその存続期間中に放棄した場合、当該権利等は、発明者に帰属する。

(通常実施権)

第6条 特許等を出願する権利を技術移転機構に譲渡した場合にも、学園は、通常実施権を有する。

(技術移転機構からの配分)

第7条 特許等を出願する権利を技術移転機構に譲渡した場合は、技術移転機構の定めに従って技術開示料、特許実施料等の配分を学園及び発明者がそれぞれ受領することができる。

2 前項の配分のうち、発明者への配分については、当該発明者が学園を退職した後もこれを受領することができる。

(学園が受領した配分の使途)

第8条 前条第1項により学園が受領した配分の使途については、当該発明者の研究費として使用することができる他、当該発明者の所属する学部等の教育・研究に資する目的のためにこれを使用することができる。

2 前項の使途については、各年度における、個々の発明等にかかる配分額を考慮して、大学と学園が協議の上、これを決定する。

(特許等を出願する権利の譲渡に伴う費用)

第9条 特許等を出願する権利の技術移転機構への譲渡に伴う費用は、大学において負担する。

(事務の所管)

第10条 職務発明等に関する事務は、学園においては総務部総務課及び財務部経理課、大学においては企画運営部研究助成課が所管する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事長が行う。

附 則 (2003年7月11日制定)

1 この規則は、2003年7月11日から施行する。

2 この規則は、暫定的なものとし、大学における知的財産の取扱いについての国の方針・施策が確定次第、見直しを行うこととする。

附 則 (2004年3月10日一部改正)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2013年10月4日一部改正)

この規則は、2013年10月4日から施行する。

附 則 (2015年4月16日一部改正)

この規則は、2015年4月16日から施行する。

[様式第1号]

年 月 日

学校法人成蹊学園理事長
殿

発明者
学部、学科等
職名
氏名

職務発明等届

下記の職務発明等をしましたので、届け出ます。

発明等の名称：

以上

注1：特記事項があれば余白に記載すること。

注2：発明等の内容についての資料を添付すること。

[様式第2号]

年 月 日

学校法人成蹊学園理事長
殿

発明者
学部、学科等
職名
氏名

職務発明等届 (譲渡原頁)

下記の職務発明等をしましたので、届け出ます。

発明等の名称：

なお、上記発明等は下記機関に譲渡したいと考えておりますので、許可して下さるようお願いいたします。

譲渡先：

以上

注1：特記事項があれば、余白に記載すること。

注2：発明等の内容についての資料を添付すること。

[様式第3号]

年 月 日

発明者

殿

学校法人成蹊学園理事長

職務発明等届受理通知

下記の職務発明等届を 年 月 日付で受理しましたので通知いたします。

発明等の名称：

以上